平成２５年（フ）第４０３号
大阪府泉南市幡代１丁目33番５号メゾンドラトンラヴール101号、前住所大阪府阪南市石田577番地の８
破産者　吉嶋　圭史
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８２９号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目２番９―102号
破産者　湯ノ口記美夫
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８８号
熊本市西区河内町野出470番地
破産者　西村日出夫
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６４０号
熊本市南区良町５丁目１番33―201号　宮本コーポＡ、前住所福岡県大野城市川久保１丁目17番10―501号　第１シャトービル
破産者　沖川　孝治
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７９号
釧路市鳥取北９丁目12番８号
破産者　小見山和子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１８５号
釧路市中鶴野16番14号
破産者　アオヤギ商会こと　青柳　範臣
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１９０号
釧路市春採２丁目21番16号　クリーンハイツ201
破産者　小野寺　繁
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第７７号
茨城県水戸市姫子１丁目785番地の10
破産者　岸　　祐光
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６１３号
横浜市磯子区杉田６丁目23番５号
破産者　小林　泰生
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２１号
横浜市泉区弥生台29番地10　メルベーユ山手台204号、開始決定時の住所横浜市青葉区千草台48番地24　サンライズコート101
破産者　佐々木　快
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６６号
神奈川県大和市深見西４丁目３番17号
破産者　佐々木良典
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９号
新潟県村上市府屋655番地106
破産者　板垣　弘子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１００号
新潟県村上市大須戸4089番地
破産者　中山　吉典
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第７９号
長野県上田市中丸子568番地４
破産者　荒井かず江
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３７４号
静岡県沼津市大手町３丁目９番21―1205号　ウィステリア大手町、前住所静岡県沼津市大手町３丁目３番７号
破産者　服部　良子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５０２号
静岡県磐田市福田中島902番地１　サンタモニカⅢ―101
破産者　藤原　孝子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
滋賀県湖南市石部南８丁目１番24―106号、前住所兵庫県明石市魚住町長坂寺816番地の33
破産者　大井屋こと　大森　輝昭
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０３号
大津市南小松130番地の２
破産者　藤野　　清
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１５号
滋賀県高島市マキノ町牧野160番地
破産者　青谷太治男
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部